



銚子市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、銚子市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年10月4日

銚子市監査委員 宮内 孝純

同 明石 博

同 秋元 賢二

銚 病 第 2 3 - 4 号

平成 2 5 年 8 月 2 9 日

銚子市監査委員 宮 内 孝 純 様
同 明 石 博 様
同 秋 元 賢 二 様

銚子市長 越 川 信 一

平成 2 4 年度財政援助団体等監査報告に基づく措置について（通知）

平成 2 5 年 5 月 9 日付け銚監第 4 1 号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

平成24年度財政援助団体等監査

監査結果(指摘事項)	講じた措置
<p>1 銚子市立病院の指定管理者 医療法人財団 銚子市立病院再生機構</p> <p>ア 事務取扱を定めた諸規程の整備状況については、以下のとおり不備が見られたため、早期に規程等を整備し、事務処理方法を改善されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・職員名簿、職員履歴書は、必要事項が別途管理しているため未記載となっている。	<ul style="list-style-type: none">・職員名簿において、一括管理ができるよう職員履歴や資格等の記載がされ、再整備されていることを職員名簿にて確認した。